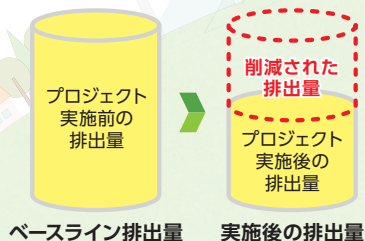


カーボンニュートラルに向けて
温室効果ガスの排出削減・吸収量を価値化

J-クレジット制度

「J-クレジット制度」は、省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用、適切な森林経営などによる温室効果ガスの排出量削減や吸収量を「J-クレジット」として国が認証する制度です。この「J-クレジット」は売買が可能で、国内で資金循環するしくみを整えることにより、経済と環境の両立を目指しています。

J-クレジット制度



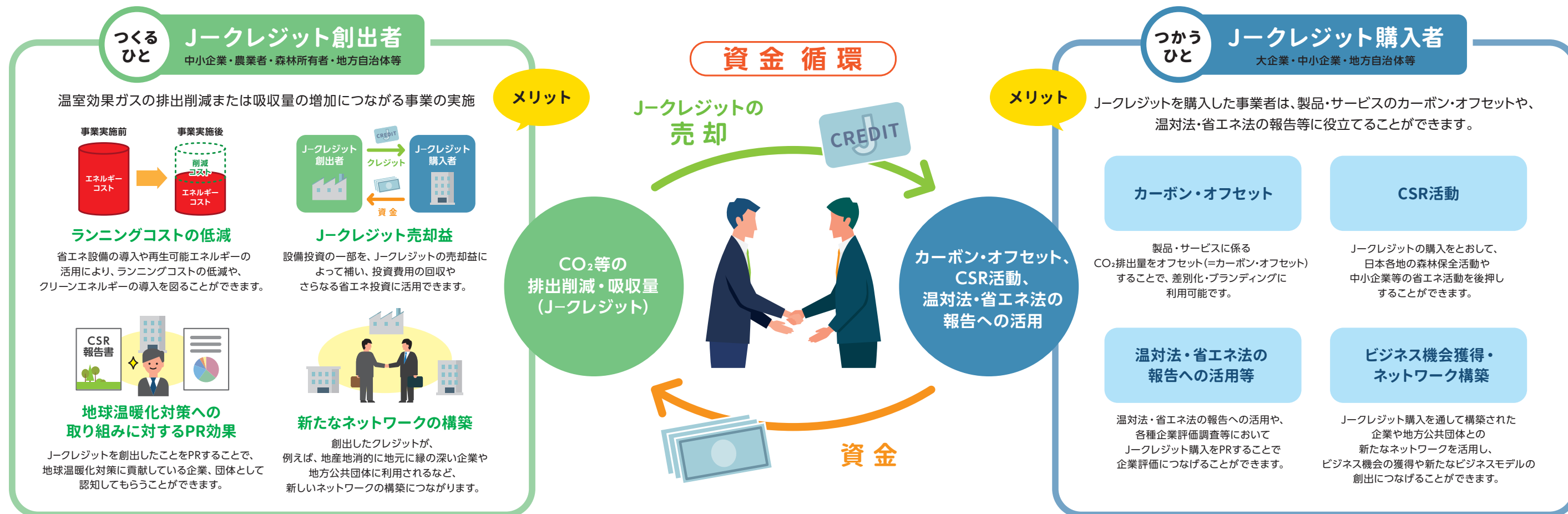
これが
J-クレジットに
なります！

J-クレジットとは

プロジェクト実施前の温室効果ガス排出量をベースラインとし、ベースライン排出量とプロジェクト実施後の排出量との差である排出削減量が、「J-クレジット」として扱われます(左図参照)。また、森林経営活動等については吸収量がJ-クレジットとして扱われます。

J-クレジット制度のしくみ

省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの導入、適切な森林管理などによる温室効果ガスの排出削減・吸収量が、国によって「J-クレジット」として認証されると、それを別の事業者が購入できるようになります。



J-クレジット制度の参加方法

まず、温室効果ガスの排出削減・吸収に関する事業計画をプロジェクトとして登録。つづいて、削減量や吸収量を算定するモニタリングを実施。この2つのステップを経て、「J-クレジット」の認証・発行がおこなわれます。

STEP 1 プロジェクトの登録



書類作成支援 プロジェクト計画書の作成を支援します。

- 支援対象者：中小企業基本法の対象事業者、自治体、公益法人など。
- 支援条件：1事業者あたり1方法論につき1回限り。CO₂削減・吸収見込量が年平均100t-CO₂以上※の事業であること。

※方法論あたりのCO₂削減・吸収見込総量を認証対象期間(年単位)で除した値が、100t-CO₂/年以上であること。

審査費用支援 妥当性確認の費用を、原則80%支援します。

- 支援対象者：中小企業基本法の対象事業者、自治体、公益法人など。
- 支援条件：通常型とプログラム型でと、支援条件が異なります。また、クレジット量に条件があります。

STEP 2 モニタリングの実施

プロジェクト計画にもとづき、実際の温室効果ガスの排出削減・吸収量を算定するためのモニタリング(削減量等の計測)をおこないます。



書類作成支援 モニタリング報告書の作成を支援します。

- 支援対象者：支援の対象となる事業者に制限はありません。
- 支援条件：支援の対象となる条件に制限はありません。

審査費用支援 検証の費用を、原則100%支援します。

- 支援対象者：中小企業基本法の対象事業者、自治体、公益法人など。
- 支援条件：通常型とプログラム型でと、支援条件が異なります。また、クレジット量に条件があります。

なお、北海道経済産業局では委託事業を通じて制度説明、管内プロジェクトに対するアドバイスや書類作成支援を実施しています。

プロジェクト計画書の作成支援や、審査機関でプロジェクト計画書・モニタリング報告書の審査を受ける際の費用の支援を利用できます。詳しくは「J-クレジット制度」のホームページが事務局でご確認ください。 → <https://japancredit.go.jp/application/support/>



J-クレジットの作り方

さまざまな排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者となることができます。また、プロジェクトの形態には「通常型」と「プログラム型」の2種類があります。通常型は事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして、プログラム型は個人や中小企業等の小規模な削減活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録できます。

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティなど参加事業者には制限はありません。

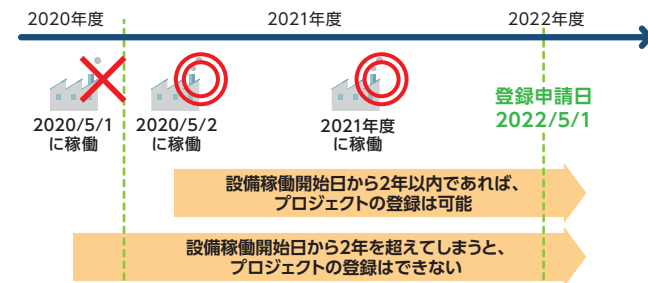
設備導入(新規/更新)のために国または地方自治体から補助金を受けていてもOK

設備導入の際に、他の補助金を受けていても対象となります。ただし、補助金によっては、交付要綱・実施要領等でプロジェクト登録・J-クレジット認証や移転に制限がある場合があります。J-クレジット制度への参加が可能か、交付要綱・実施要領等をご確認ください。

温室効果ガス排出削減を既に実施済みでもOK

申請日からさかのぼって、2年前以降に実施されたものが対象です。

例：登録申請日が2022年5月1日の場合



仮に登録申請日が2022年5月1日の場合、2020年5月2日以降に稼働した設備が対象となります。稼働開始時期は、「工事完了報告書」や「契約書」等の証拠を持って確認します。

J-クレジットを創出するための方法論

方法論について、詳しくはこちら ⇒ <https://japancredit.go.jp/about/methodology/>

方法論とは、温室効果ガスを削減・吸収する技術や方法ごとに、排出削減・吸収量の算定方法やモニタリング方法などを規定したものです。現在、68の方法論が承認済み(2022年12月現在)。該当する方法論がない事業については、新たに登録することが可能な場合もありますので、事務局までご相談ください。

●方法論一覧(一部抜粋) 計68 (承認済み方法論の内訳：省エネルギー等 42、再生可能エネルギー 11、工業プロセス 5、農業 4、廃棄物 3、森林 3)

省エネルギー等 計42

- ・ボイラーの導入
- ・ヒートポンプの導入
- ・空調設備の導入
- ・ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
- ・照明設備の導入
- ・コージェネレーションの導入
- ・変圧器の更新
- ・外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切り替え
- ・未利用廃熱の発電利用
- ・未利用廃熱の熱源利用 など

再生可能エネルギー 計11

- ・バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
- ・太陽光発電設備の導入
- ・再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入 など

工業プロセス 計5

- ・マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
- ・麻酔用N₂Oガス回収・分解システムの導入 など

農業 計4

- ・バイオ炭の農地施用
- ・家畜排せつ物管理方法の変更 など

廃棄物 計3

- ・微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減 など

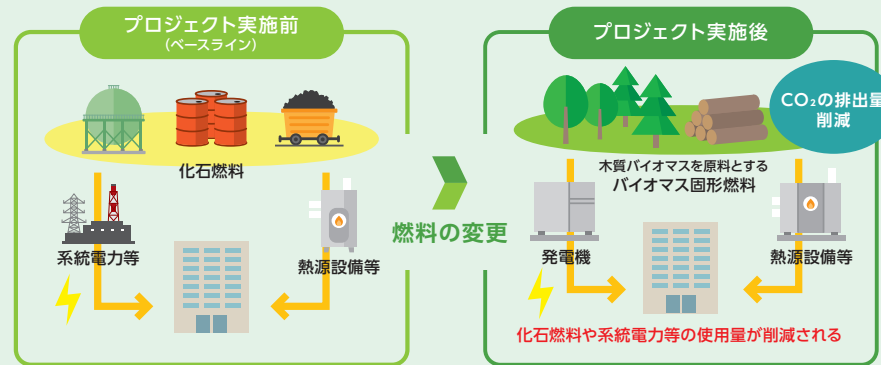
森林 計3

- ・森林経営活動
- ・植林活動
- ・再造林活動

※省エネルギーの数については、ホームページの表では統廃合された方法論も記載されているので除いた数字になります。

例① バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替

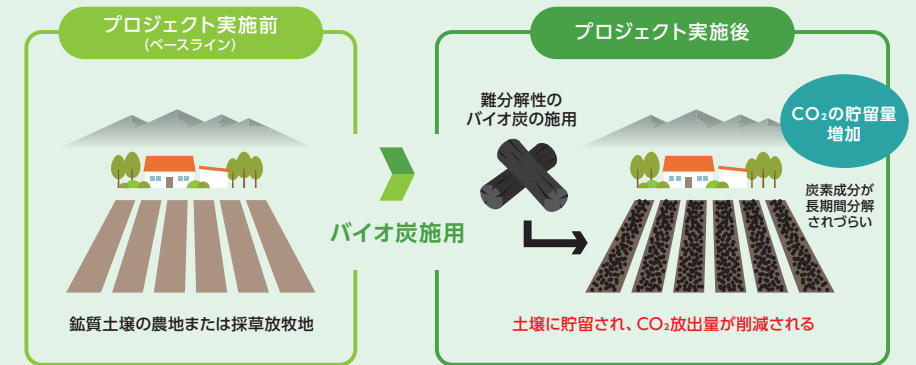
ボイラーや自家発電、コージェネレーションなどの運用を、従来の化石燃料や系統電力に代えて木質バイオマスを原料とするバイオマス固形燃料でおこない、温室効果ガスの排出量を削減。



例③ バイオ炭の農地施用

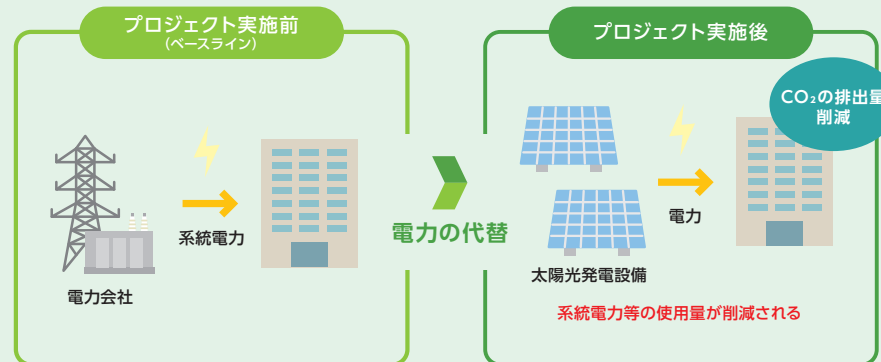
バイオ炭を農地又は採草放牧地に施用することで難分解性の炭素を土壌に貯留。温室効果ガスの大気への放出を削減します。

<バイオ炭>
燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物。原料は、木竹由来のほか、草本由来、もみ殻・稲わら由来、木の実由来、家畜ふん尿由来、製紙汚泥・下水汚泥由来も対象。



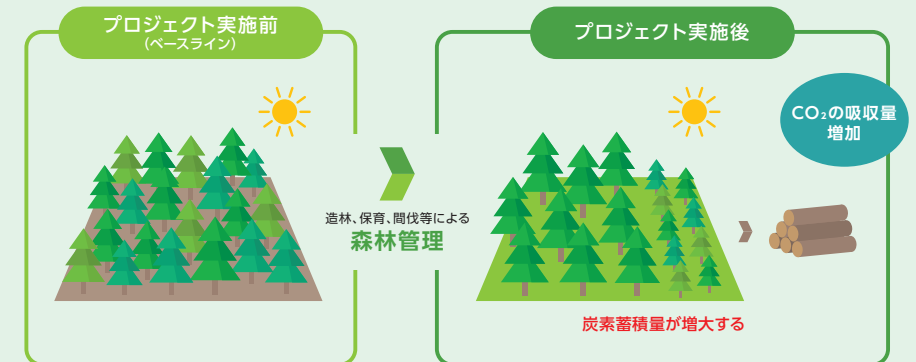
例② 太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備を導入し、それによってつくられた電力を自家消費することで、系統電力などの使用量を削減。



例④ 森林経営活動

間伐などの適切な森林経営活動により、地上部・地下部バイオマスの炭素蓄積量を増やすとともに、伐採された木材の利用で炭素の固定を図り吸収量を確保します。



J-クレジットを売る／買う

「J-クレジット」の売買を促進することで、温室効果ガス排出削減・吸収のための資金をどんどん循環していきねらいがあります。

売買方法について

「J-クレジット」の取り引きは、「相対取引」と「入札販売」の2つの方法で売買できます。

相対取引

「J-クレジット」の取り引きは、仲介事業者を通じての売買、J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」ページからの売買を利用できます。

■ 仲介事業者を利用する場合

仲介事業者(J-クレジット・プロバイダー等)を介した相対取引(売買仲介)でJ-クレジットの売買価格と売買量を決めます。

■ J-クレジット制度HPを利用する場合

売りたい方と買いたい方との相対取引でJ-クレジットの売買価格と売買量を決めます。

入札販売

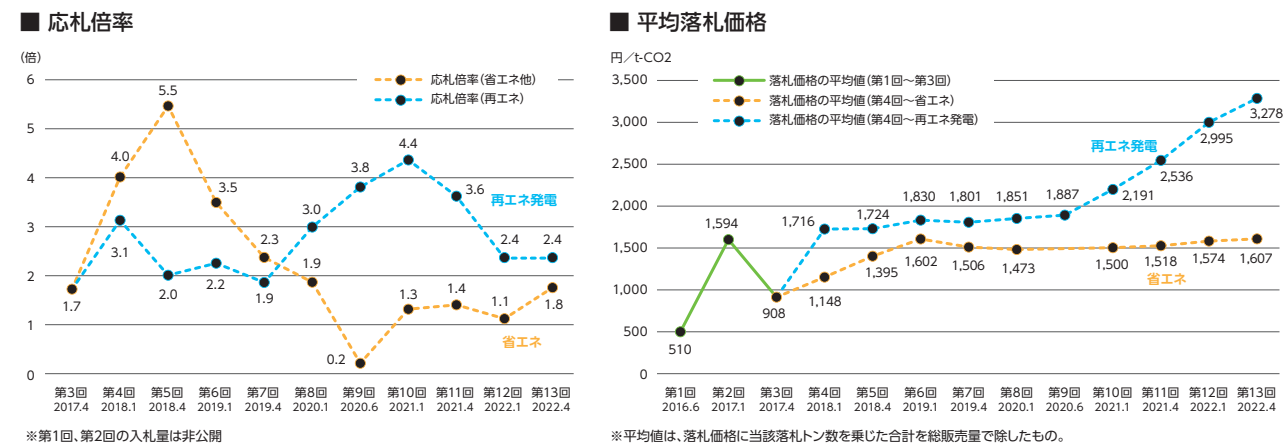
J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、取り引きが6カ月以上成立していない場合は、J-クレジット制度事務局が実施する入札販売への参加が可能となります。

・J-クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
・販売クレジットは、政府保有J-クレジット分を含めて実施します。

入札の詳細について、詳しくはこちら⇒ <https://japancredit.go.jp/tender/>

入札販売の動向

J-クレジットの入札販売の結果推移を見ると、近年では再エネ発電由来のクレジット需要が高いことがわかります。また、需要の高まりに応じて、平均落札価格も上昇しています。

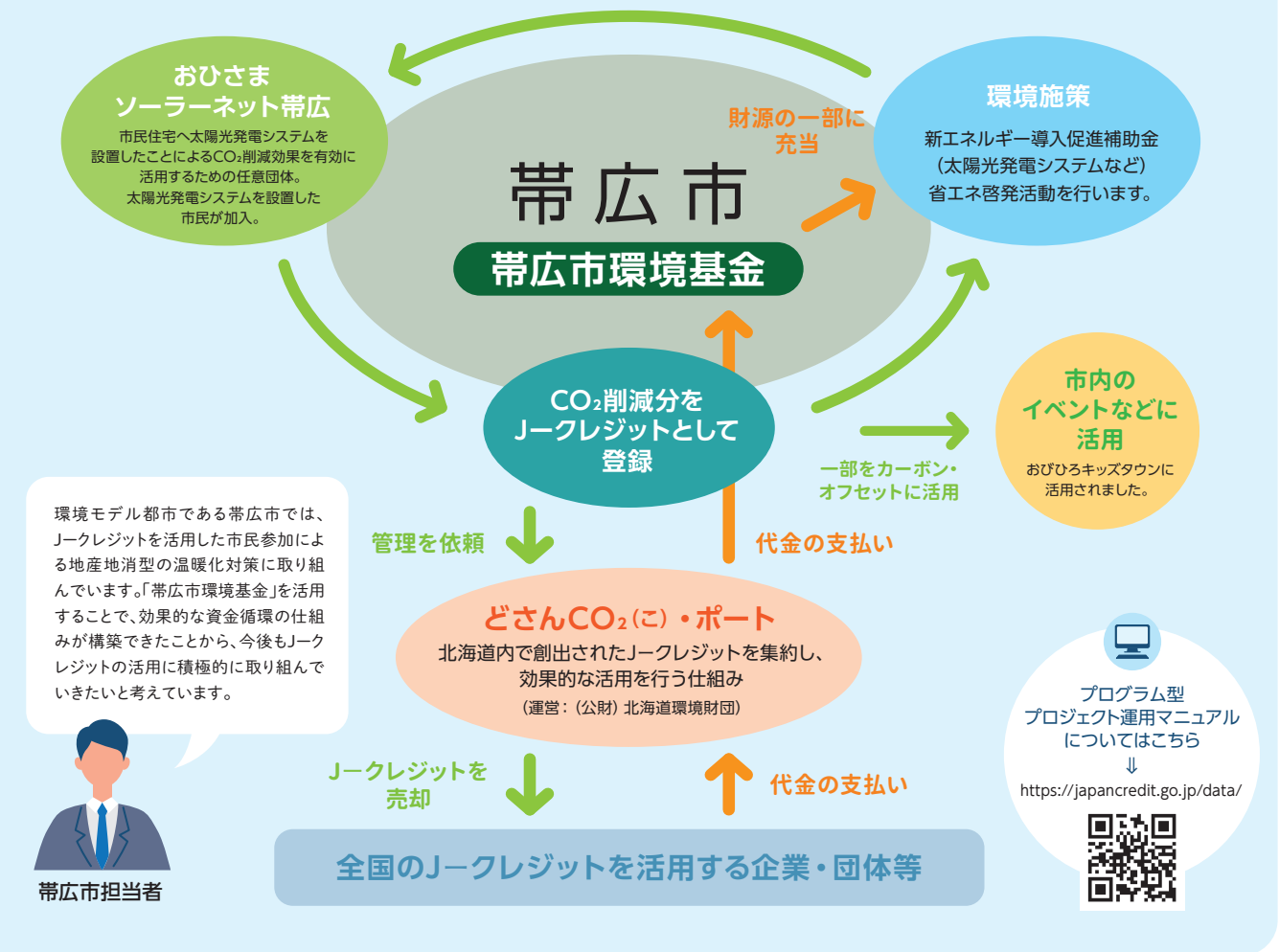


◎経済産業省では令和4年度、「カーボン・クレジット市場」の創設に向けて、東京証券取引所に委託し、カーボン・クレジットの市場取引に関する実証事業を実施しました。

プログラム型プロジェクト

市民の協力で作った「J-クレジット」の売却益を、環境施策の財源に!

帯広市では、市民住宅への太陽光発電システムの設置によって削減されたCO₂排出量から「J-クレジット」を創出。この売却益を「帯広市環境基金」に積み立て、環境施策の財源として市民に還元する循環型のしくみを構築しています。また、「J-クレジット」の一部を、帯広市などが主催するイベントの運営(会場の照明等)から排出されるCO₂のカーボン・オフセットにも活用しています。



活用方法とその制限

活用方法によっては、使用できる「J-クレジット」の種類が限られているので、注意が必要です。

活用方法(用途)	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告(排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告(共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
カーボン・オフセット	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※2	○※1※3	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※2※5	×	×	×	×
SHIFT・ASSET事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成	△※6	△※6	△※6	○	△※6

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回数に異なります。
 ※2 他者から供給された電力(Scope2)に対し、再エネ電力由来の「J-クレジット」を再エネ調達量として報告できます。
 ※3 他者から供給された熱(Scope2)に対して、再エネ熱由来の「J-クレジット」を再エネ調達量として報告することが可能です。
 ※4 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告できます。
 ※5 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点。
 ・自家発電した電力(Scope1)には再エネJ-クレジット使用不可。
 ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内(オフグリッド内)の別会社が設置した発電設備由来の電力(Scope2)に対して再エネJ-クレジット使用不可。
 ※6 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出した「J-クレジット」は対象外。制度記号が「JCL」のJ-クレジットが使用可能です。
 ※7 本表は、J-クレジット制度事務局が調査した結果を記載しております。活用先のルール変更などにより取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用においては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。



J-クレジット制度 専用サイト

「J-クレジット制度」の概要や関連するNEWS、道内におけるJ-クレジットの創出事例や活用事例などを紹介しています。

専用サイトで詳しく紹介!



◎サイトはこちら

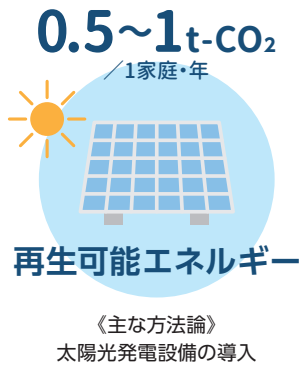
<https://www.hkd.meti.go.jp/hokni/jcredit/index.htm>

J-クレジット北海道

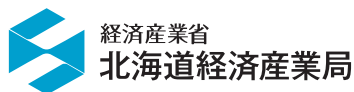


J-クレジットの1年間の創出量 (参考)

ご参考までに、1年間のJ-クレジット創出量を代表的な方法論別に示します。



*J-クレジット制度登録済みプロジェクトの創出実績から算出した平均的な量



経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課

TEL: 011-709-2311 内線: 2624

E-mail: bzl-hokkaido-kankyorecycle@meti.go.jp